**第35回滋賀水口馬術大会　＆　滋賀県民スポーツ大会**

**実施要項**

日本馬術連盟公認障害馬術競技会＜カテゴリー★ ＞

主催 滋賀県乗馬連盟・水口乗馬クラブ

場所 水口乗馬クラブ

開催日 令和6年6月29日（土）～30日（日）

競技種目および基準

６月２９日（土）

**第１競技 （県スポ）JEF馬場馬術競技３課目A2022**

**第２競技 （県スポ）JEF馬場馬術競技2課目B2022**

**OP競技 チャレンジドレッサージュ**

**第３競技 （県スポ）低障害飛越競技Ｂ　H60 W60 F.E.I 238.2.1**

**第４競技 （県スポ）小障害飛越競技Ｃ　H80 W80 F.E.I 238.2.1**

**第５競技 （県スポ）小障害飛越競技Ｂ　H90 W90 F.E.I 238.2.1**

**第６競技 （県スポ）小障害飛越競技Ａ　H100 W100 F.E.I 238.2.1**

第７競技 中障害飛越競技Ｄ H110 W110 F.E.I 238.2.1 （公認）

ＯＰ競技 中障害Ｄオープン H110 W110 F.E.I 238.2.1

第８競技 中障害飛越競技Ｃ H120 W120 F.E.I 238.2.1 （公認）

ＯＰ競技 中障害Ｃオープン H120 W120 F.E.I 238.2.1

 ６月３０日（日）

第９競技 小障害飛越競技Ａ H100 W100 F.E.I 238.2.1

第１０競技 中障害飛越競技Ｄ H110 W110 F.E.I 238.2.2 （公認）

ＯＰ競技 中障害Ｄオープン H110 W110 F.E.I 238.2.1

第１１競技 中障害飛越競技Ｃ H120 W120 F.E.I 238.2.2 （公認）

ＯＰ競技 中障害Ｃオープン H120 W120 F.E.I 238.2.1

第１２競技 中障害飛越競技Ｂ H130 W130 F.E.I 238.2.2 （公認）

第１３競技 ジムカーナ 基準タイム

第１４競技 クロスバー飛越競技 基準タイム

第１５競技 低障害飛越競技Ａ H70 W70 F.E.I 238.2.1

第１６競技 小障害飛越競技Ｃ H80 W80 F.E.I 238.2.1

第１７競技 小障害飛越競技Ｂ H90 W90 F.E.I 238.2.1

・参加頭数により競技順が変更になる場合があります。

１、参加条件及び参加制限

* 自馬を携行する乗馬家で何らかの傷害保険に加入していることとします。
* ポイント対象、全日本Jｒ実績競技に参加の選手は、日馬連会員であり、B級、又はA級の騎乗者資格を持っていること。
* 公認種目参加馬は、日馬連登録馬であり、且つ、障害馬術競技参加馬はいずれかのクラスのグレード宣言を完了していること。
* ２課目、低障害競技は、指導員はオープン参加とする。

２ 、競技参加条件

* 公認競技は一馬一回限りの出場とする。

３、審判規程

* 日本馬術連盟競技会規程（最新版）を適用し、一部ローカルルールを用いる。

４、申し込み

・締め切り　令和６年６月１４日（金）必着

・外来厩舎約７０頭先着順にて締め切ります。

・所定の用紙に記入のこと。

・申込先 〒528-0005 滋賀県甲賀市水口町水口６３８２

 　　水口乗馬クラブ内　馬術大会実行委員会

TEL：0748-62-9568 FAX：0748-62-1366

E-mail:rcminakuchi@gmail.com

※エントリー用紙は、水口乗馬クラブからダウンロードできます。

５、参加料

①参加馬登録料 一頭 11,000円（県スポ登録料込）

②出場料 　　　公認障害競技　　 一鞍 11,000円

馬場競技　　　　 一鞍 11,000円

ジムカーナ、クロス 一鞍 5,500円

その他障害競技 　　　 一鞍 8,800円

　③変更料、追加料 2,200円

※人馬いずれか一方の変更のみ認める。但し、他の競技への変更は認めない。

※申し込みと同時に納入のこと。既納の参加料は返却しない。

　④参加料振込先

滋賀銀行　水口支店　普通 ＮＯ，５２０８０４　　（株）水口スポーツセンター

６，入厩および退厩

1. 入厩について
* ６月２９日から６月３０日とします。（前日入厩はお問い合わせください）
* 法廷検査を実施しており、軽種馬防疫協議会の定めるインフルエンザ予防接種を完了させていること
* 入厩時に競技参加する馬匹の健康手帳を提出すること

　②退厩について

* 馬房ならびにその周辺を清掃し、馬糞および湿った敷き料を所定の場所に投棄し、その他のゴミは各自で持ち帰ること。

敷き料の準備はするが、馬糧の斡旋、支給はしない。

７、服装および馬装

* 日本馬術連盟競技会規程の定めるところによる。３点固定式ハーネス付きの防護帽の着用を義務づける

８，打合会は行わない。

９、その他

　選手、HMの宿舎の斡旋はできません。

馬の事故に対しては応急処置はするも、その責は負わない。